2　地上基幹放送に係る放送対象地域及び地上基幹放送局の無線設備の設置場所（送信場所）
別表のとおり
3　基幹放送の区分
超短波放送（コミュニティ放送を除く。）
4　周波数
別表のとおり
5　申請書の提出場所及び問合せ先
⑴　送信場所が山梨県の場合
関東総合通信局　〒102―8795　千代田区九段南１丁目２－１　九段第３合同庁舎
放送部放送課　電話番号03―6238―1705
⑵　送信場所が和歌山県の場合
近畿総合通信局　〒540―8795　大阪市中央区大手前１丁目５－44　大阪合同庁舎第１号館
放送部放送課　電話番号06―6942―8568
⑶　送信場所が山口県の場合
中国総合通信局　〒730―8795　広島市中区東白島町19―36
放送部放送課　電話番号082―222―3385
⑷　送信場所が愛媛県の場合
四国総合通信局　〒790―8795　松山市宮田町８－５
情報通信部放送課　電話番号089―936―5037
⑸　送信場所が鹿児島県の場合
九州総合通信局　〒860―8795　熊本市西区春日２丁目10―１　熊本地方合同庁舎
放送部放送課　電話番号096―326―7875

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
山梨県	富士河口湖町	90.9	100
	身延町	90.9	100
和歌山県	新宮市	92.7	100
山口県	山口市	92.3	100
	萩市	86.4	50
愛媛県	新居浜市	93.8	100
鹿児島県	さつま町	89.9	100

国家試験

平成30年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う平成29年度獣医師国家試験予備試験に関し、次のように公告する。

平成30年５月９日

農林水産大臣　齋藤　健

1　試験の種類等
⑴　試験の種類
試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。
⑵　試験の科目
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成26年９月４日獣医事審議会決定）による。
⑶　試験の出題数
学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。
⑷　試験の方法
学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。
2　試験の日時

試験の種類	試　験　日	試験時間
学説に関する試験	平成30年８月21日（火曜日）	10:00～12:15
実地に関する試験		13:30～15:30

3　試験の場所
東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）
4　受験資格
外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者
5　受験手続
⑴　提出書類等
ア　受験願書
別記様式により作成すること。
イ　写真
出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。
ウ　獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し
エ　返信用封筒
市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。
⑵　受験手数料
ア　受験手数料は、30,500円とする。
イ　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。
ウ　受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑶　受験願書等の受付期間及び提出場所
ア　受験願書等の受付期間は、平成30年７月２日（月曜日）から同年７月13日（金曜日）までとする。
イ　受験願書等の提出場所は、東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。
ウ　受験願書等をイの提出場所に持参する場合における受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時30分から午後６時までとする。
エ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書等をイの受付場所に提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、平成30年７月13日（金曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。
⑷　受験票の交付
受験票は、平成30年７月27日（金曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。
6　合格者の発表
試験の合格者は、平成30年９月21日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。
7　その他
やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。